

社会福祉法人磐田厚生会役員等の報酬等の支給基準

(趣旨)

第1条 この基準は、社会福祉法人磐田厚生会（以下「法人」という。）の別表に掲げる者役員等に対する報酬の額並びにその支給基準を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬の額は、別表に定めた額を支給する。ただし監事監査については、以下の通りの額を支給する。

半日・・・6,000円 1日・・・12,000円（左記の金額は源泉所得税額控除後の金額である）

(報酬の支給基準)

第3条 日額をもって定めた報酬は、勤務日数により算定しその都度支給する。

2 報酬は、いかなる場合においても重複して支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が公務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の種類及び額は、社会福祉法人磐田厚生会おおふじ学園旅費規程（以下「旅費規程」という。）に基づく旅費の種類及び額とする。

(報酬等の調整)

第5条 法人の職員は、役員等の職を兼ねる場合は、報酬を受けてはならない。

(支給方法)

第6条 この基準に規定するもののほか、役員等に対する報酬及び費用弁償の支給方法については、社会福祉法人磐田厚生会役員等の報酬等の支給基準及び旅費規程の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

別表（第2条関係）

(単位：円)

| 区 分 | 報酬額 | |
|---------------|-----|-------|
| | 日額 | |
| 理事長 | 日額 | 3,000 |
| 理事 | 日額 | 3,000 |
| 評議員 | 日額 | 3,000 |
| 監事（監事監査を除く） | 日額 | 3,000 |
| 評議員選任・解任委員会委員 | 日額 | 3,000 |

※ 上記の金額は源泉所得税額控除後の金額である。